

令和 8 年度 全国健康保険協会山形支部主催
被扶養者の集団健診（秋冬健診）業務委託（募集要項）

1. 業務の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づき、40 歳以上 74 歳以下（当該年度に 75 歳に到達する者については、誕生日前日までの者。）の全国健康保険協会の被扶養者（以下「受診対象者」という。）に対し、全国健康保険協会山形支部（以下「山形支部」という。）が指定する実施期間において、センター（施設）型方式で特定健康診査の集団健診（以下「集団健診」という。）を行う。

なおその際、実施可能なオプション健診及びがん検診を同時に実施する。

また、覚書を締結した健診機関ごとに健診受診数目標値を設定し、集団健診の実施件数が目標を達成した機関に対し、目標値を上回った件数に応じて健診推進経費（インセンティブ）を支払う。

2. 開催期間

集団健診、がん検診：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

オプション健診同時実施：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日

3. 委託業務内容

委託業務は別紙「令和 8 年度 全国健康保険協会山形支部主催被扶養者の集団健診（秋冬健診）業務委託 仕様書」に基づき実施すること。

なお、特定健康診査・特定保健指導の実施にあたっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」、「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）に基づき実施すること。

4. 応募要件

- (1) 山形県内に施設のある健診実施機関であり、令和 8 年度の特健康診査・特定保健指導業務委託契約を締結予定であること。
- (2) (1)の契約において、基本的な健診項目 1 件につき 7,150 円以下で契約されている機関であること。
- (3) 集団方式の健診を実施するにあたり必要な設備、備品、人員等の確保ができること。
- (4) 健診当日（または後日）の特定保健指導の初回面談実施体制の整備が可能であること。
（後日実施を行う場合には令和 6 年度的生活習慣病予防健診における特定保健指導評価率が 20%を超えていることを実施要件とする。）

4. 仕様書等の配付

日時 令和 8 年 2 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 9 日（月）まで

場所 山形支部保健グループ

連絡先 023-629-7235

5. 提出書類、提出期限、提出先等

(1) 提出書類：申請書（様式 1）

（※日程等報告書（様式 2）については後日提出期限を別途設定。）

(2) 提出期限：令和 8 年 3 月 11 日（水）12 時まで

(3) 提出先：〒990-8587

山形市幸町 18-20 J A 山形市本店ビル 5 階

全国健康保険協会山形支部 保健グループ

電話 023-629-7235（FAX での提出は不可）

6. 契約の締結

秋冬健診への参加決定機関との間に、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間において、令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約（以下「本体契約」という。）を締結する。また、契約の締結をもって承認とする。本体契約は、オプション健診実施を含む内容とする。

なお、健診推進経費（インセンティブ）の覚書及びデータ提供に関する覚書を本体契約の附則として締結する。

8. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (3) 契約の締結は全国健康保険協会山形支部の令和 8 年度予算が認可されることを前提とします。

以上